

より表示されるものをいう。

二 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$\frac{A_p}{5.0} + \frac{A_s}{10.0}$$

この式において、 A_p 及び A_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A_p 禁止地域における表示面積（単位 平方メートル）
- A_s 許可地域における表示面積（単位 平方メートル）

別表第三（第十条関係）

一 条例第九条第一項第二号に掲げる広告物等

| 区分 | 第一種禁止地域 | 第二種禁止地域 | 第一種許可地域 | 第二種許可地域 | 第三種許可地域 |
|--------|--------------------------------------|----------------------------|----------------------|---------|---------|
| | 地上から広告物等の上端までの高さが三メートル以下であること。 | | | | |
| 一 高さ | 地上から広告物等の上端までの高さが三メートル以下であること。 | | | | |
| 二 表示面積 | 一団の土地又は一物件につき表示面積の合計が三平方メートル以下であること。 | | | | |
| 三 色彩 | イ 最大面積色の相がR、YR、Y、GY又はGであること。 | イ 最大面積色の明度が二以上八以下（条例第一五条第一 | イ 最大面積色の明度が二以上であること。 | イ 最大面積 | イ 最大面積 |

| | | | |
|-------|---|--|---|
| 四 その他 | <ul style="list-style-type: none"> イ 屋上へ掲出されるものでないこと。 ロ ネオン管を使用していないこと。 ハ 回転灯を使用していないこと。 ニ 照明が点滅しないこと。 ホ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 ヘ 表示の内容が変化するものでないこと。 | <ul style="list-style-type: none"> 口 最大面積に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあつては、八（以下であること。 ロ 最大面積の彩色度が六（色相がR、YR又はYの場合）にあつては、八（以下であること。 ハ 最大面積の彩色度が四（色相がR、YR、Y又はGの場合）にあつては、六（以下であること。 | <ul style="list-style-type: none"> 項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあつては、八（以下であること。 積色の彩色度が六（色相がR、YR又はYの場合）にあつては、八（以下であること。 |
|-------|---|--|---|

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z八七二二に定める方法により表示されるものをいう。

二 条例第九条第一項第五号に掲げる広告物等

| | |
|--------|---|
| 区分 | 第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域 |
| 一 表示面積 | イ 同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積の当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積に対する割合が二十分の一以下であること。 ロ 表示面積が〇・五平方メートル以下であること。 |
| 二 個数 | 一 物件につき一個であること。 |

三 条例第九条第二項第二号に掲げる広告物等

| | |
|-------|--|
| 区分 | 第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域 |
| 表示の内容 | 表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置しようとする期間が見やすい箇所に記載されたものであること。 |

四 条例第九条第三項第一号に掲げる広告物等

| | | | | | | |
|--------|---|---|---------|---------|---------|---------|
| 一 表示面積 | イ 共通基準 | 第一種禁止地域 | 第二種禁止地域 | 第一種許可地域 | 第二種許可地域 | 第三種許可地域 |
| | 自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 | 自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 | | | | |

ロ 個別基準
(1) 建築物を利用する広告物等に係る基準

| | | | | | |
|-------|---|--|---|---|------------------|
| 区分 | 第一種禁止 | 第二種禁止 | 第一種許可 | 第二種許可 | 第三種許可 |
| 二 その他 | イ ネオン管を使用していないこと。 ロ 回転灯を使用していないこと。 ハ 照明が点滅しないこと。 ニ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | イ 回転灯を使用していないこと。 ロ 照明が点滅しないこと。 ハ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 ニ 表示の内容が変化しないこと。 | イ 回転灯を使用していないこと。 ロ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 ハ 表示の内容が変化しないこと。 | イ 回転灯を使用していないこと。 ロ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | イ 回転灯を使用していないこと。 |

| | | | | | |
|---|----|---|--|--|---|
| 一 屋 上に 表示 され 又 は設 置さ れる 広告 物等 | 高さ | 屋上から広告物等の上 端までの高さが五メー トル以下であること。 | 屋上から 広告物等の 上端までの 高さが八メ ートル以下 であること。 | 屋上から 広告物等の 上端までの 高さが十メ ートル以下 であること。 | 屋上から 広告物等の 上端までの 高さが十六 メートル以 下であるこ と。 |
| | | 地域 | 地域 | 地域 | 地域 |
| 二 外 壁か ら突 出す 広告 物等 | 高さ | イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五 メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。 | 一個につき一方向の表示面積が五平方メートル以下であること。 | | |
| | | 高さ | 広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であるこ と。 | | |
| 三 外 壁を 利用 する 広告 物等 (懸 垂幕 に限 る) | 高さ | 懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。 | | | |
| | | 高さ | | | |

| | | |
|---|----|-------------------------|
| 四 外 壁を 利用 する 広告 物等 (懸 垂幕 を除 く) | 高さ | 広告物等の側端が外壁の側端から突出しないこと。 |
| | | 高さ |

(2) 建植する広告物等に係る基準

| | | | | | |
|----|--|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 区分 | 第一種禁止 地域 | 第二種禁止 地域 | 第一種許可 地域 | 第二種許可 地域 | 第三種許可 地域 |
| | 高さ 地上から広告物等の上 端までの高さが十メー トル以下であること。 地上から 広告物等の 上端までの 高さが十二 メートル以 下であるこ と。 地上から広告物等の上 端までの高さが十五メー トル以下であること。 | | | | |

(3) 工作物を利用する広告物等に係る基準

| | | | | | |
|----|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 区分 | 第一種禁止 地域 | 第二種禁止 地域 | 第一種許可 地域 | 第二種許可 地域 | 第三種許可 地域 |
| | 高さ 一 塀 又は 垣を 利用 する 他 高さ 地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であ ること。 広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突 出しないこと。 | | | | |

| | | | | | |
|------|---|--|---|---|--|
| 広告物等 | 二その他 の工 作物 を利 用す る広 告物 等 | 高さ 地上から広告物等の上 端までの高さが十メー トル以下であること。 | 地上から 広告物等の 上端までの 高さが二十 メートル 以下である こと。 | 地上から 広告物等の 上端までの 高さが三十 メートル以 下であるこ と。 | 地上から 広告物等の 上端までの 高さが四十 七メートル 以下である こと。 |
|------|---|--|---|---|--|

(4) 簡易な広告物等に係る基準

| | |
|---|--|
| 区分 | 第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域 |
| 広告 幕(建 築物の 外壁を 利用す る懸垂 幕を除 く。) | 高さ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあっては四・五メートル以上、歩道にあっては二・五メートル以上であること。 |

五 条例第九条第三項第二号に掲げる広告物等

| | |
|------|--|
| 区分 | 第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域 |
| 表示面積 | イ 一方方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 |

ること。
ハイ及びロにかかわらず、バス及び電車にあっては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。

別表第四(第十条関係)

| | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 区分 | 第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域 |
| 一 貼紙 又は貼 札等 | 表示面積 一枚につき表示面積が一平方メートル以下であること。 |
| 二 広告 旗又は 立看板 等 | 表示面積 一個につき表示面積が二平方メートル以下であること。 |

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2 (第8条の3関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
 氏名 印
 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広告物等表示(設置)特例許可申請書

次のとおり広告物等の表示(設置)の特例許可を受けたいので、山梨県屋外広告物条例第7条の4第2項において準用する同条例第7条第3項の規定により申請します。

| | | | | | |
|-----------|----------------|-------------|----------------|-----|-----|
| 広告物等の種類 | | | | | |
| 表示又は設置の場所 | | | | | |
| | 地域の区分 | 第 種許可(禁止)地域 | | | |
| 表示又は設置の方法 | 表示の内容 | | | | |
| | 高さ | 広告物等の高さ | m | | |
| | | 地上からの高さ | m | | |
| | 表示面積 | | m ² | | |
| | 外壁の面積の合計に対する割合 | | | | |
| | 鉛直投影面積の割合 | | | | |
| | 数量 | | 照明装置 | 有 無 | |
| | 色彩 | 色相 | 明度 | 彩度 | |
| | 表示又は設置の期間 | | | | |
| 設計者 | 住所 | | | | |
| | 氏名又は名称 | | | | |
| 施工者 | 住所 | | | | |
| | 氏名又は名称 | | | | |
| | 屋外広告業の登録年月日等 | 年 | 月 | 日 | 第 号 |
| 工事の着手予定日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 工事の完了予定日 | 年 | 月 | 日 | | |

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 表示又は設置の目的を記した書面
 - (2) 付近見取図
 - (3) 広告物等の形状、面積、意匠その他表示又は設置の方法及び構造を明らかにした図面並びに仕様書
 - (4) 建築物を利用する広告物等に係る申請にあつては、建築物の外壁の面積を明らかにした図面
 - (5) 他人が所有する土地、建築物等を利用する場合にあつては土地、建築物等の使用承諾書
- 2 外壁の面積の合計に対する割合の欄は、建築物を利用する広告物の表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合を記入すること。
- 3 鉛直投影面積の割合の欄は、申請に係る広告物の表示の方向から見た場合における建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の同一方向から見た場合における当該建築物の鉛直投影面積に対する割合を記入すること。
- 4 色彩の欄は、建植する広告物等(自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するためのもので、自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するものを除く。)の最大面積色について記入すること。

第二十号様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広告物等表示（設置）許可申請手数料減免申請書

次のとおり広告物等の表示（設置）の許可申請手数料の（減額・免除）を受けたいので、山梨県屋外広告物条例施行規則第34条の規定により申請します。

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| 広告物の種類 | |
| 表示内容 | |
| 表示又は設置の場所 (移動するものはその範囲) | |
| 表示又は設置の期間 | 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |
| 手数料 | |
| 減額（免除）を受けようとする額 | |
| 申請の理由 | |
| 備考 | |

- 注 1 この申請書は、広告物等表示（設置）特例許可申請書と併せて提出すること。
2 （減額・免除）いずれかを○で囲むこと。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の九の表県土整備総務課の項第十号中16を23とし、6から15までを13から22までとし、5を10とし、10の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------------------------------|--|--|--------|
| 11 第十四条の二第一項の規定による違反広告物等に係る措置等の勧告 | | | 建設事務所長 |
| 12 第十四条の二第二項の規定による勧告の内容等の公表 | | | |

別表第二の九の表県土整備総務課の項第十号中4を9とし、3の次に次のように加える。

| | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|
| 4 第七条の二第一項の規定による広告物活用地区の指定 | | | |
| 5 第七条の二第二項の規定による広告物活用地区の指定の変更及び廃止 | | | |
| 6 第七条の三第一項の規定による景観保全型広告規制地区の指定 | | | |
| 7 第七条の三第二項の規定による景観保全型広告規制地区の指定の変更及び廃止 | | | |
| 8 第七条の四第一項の規定による許可 | | | |

別表第二の九の表県土整備総務課の項第十号に次のように加える。

| | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|
| 24 第四十条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼 | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|

25 第四十三条第六項の規定による手数料の減額及び免除

別表第二の九の表県土整備総務課の項第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

| | | | | |
|---|--------------------------|--|--|--|
| 十一 山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四十年山梨県規則第十号)の施行に関する事務 | 第十六条の二第三項の規定による職員 の指定 | | | |
|---|--------------------------|--|--|--|

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定中山梨県屋外広告物条例施行規則第十六条の次に一条を加える改正規定及び同規則別表第一から別表第四までの改正規定、第二条の規定中山梨県事務決裁規則別表第二の九の表県土整備総務課の項第十号の改正規定(山梨県屋外広告物条例等の一部を改正する条例(平成二十四年山梨県条例第三十五号)による改正後の山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。)(第十四条の二第一項の規定による違反広告物等に係る措置等の勧告及び同条第二項の規定による勧告の内容等の公表に関する部分に限る。))及び同表第十号の次に一号を加える改正規定並びに次項から附則第四項までの規定については、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に条例第七条第四項(条例第九条第六項において準用する場合を含む。)(の規定により広告物等の設置又は表示の許可を申請している者に対する許可基準については、第一条の規定による改正後の山梨県屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)(別表第一から別表第四までの規定にかかわらず、なお従前の例による。))

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に適法に設置され、又は表示されている広告物等であつて、同項ただし書に規定する規定の施行により新規則別表第一

から別表第四までに定める基準に適合しなくなったものに係る許可基準及び適用除外の広告物等の基準については、新規別表第一から別表第四までの規定にかかわらず、同項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して六年間は、なお従前の例による。

4 新規別表第十一条の規定は、附則第一項ただし書に規定する日以後に禁止地域又は許可地域になった際（禁止地域であった地域が許可地域になった場合を除く。）現に当該禁止地域若しくは当該許可地域に適法に表示され、若しくは設置されている広告物等又は条例第六条第二項に規定する禁止地域の区分若しくは条例第七条第二項に規定する許可地域の区分に変更があつた際に当該禁止地域若しくは当該許可地域に適法に表示され、若しくは設置されている広告物等であつて、当該変更により条例第七条第四項（条例第九条第六項（条例第十二条第二項において準用する場合を含む。）及び条例第十二条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）及び条例第九条第七項の基準に適合しないこととなつたものについて適用し、同日前に禁止地域又は許可地域になつた際（禁止地域であつた地域が許可地域になつた場合を除く。）現に当該禁止地域若しくは当該許可地域に適法に表示され、若しくは設置されている広告物等又は条例第六条第二項に規定する禁止地域の区分若しくは条例第七条第二項に規定する許可地域の区分に変更があつた際に当該禁止地域若しくは当該許可地域に適法に表示され、若しくは設置されている広告物等であつて、当該変更により条例第七条第四項又は条例第九条第七項の基準に適合しないこととなつたものについては、なお従前の例による。

山梨県規則第二十九号

山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

（山梨県都市公園条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県都市公園条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日
 （団体にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名
 及び生年月日）

都市公園内制限行為許可申請書

次の行為について、山梨県都市公園条例第4条第1項の規定により、都市公園内制限行為を許可されるよう申請します。

| | | |
|---|----|---|
| 都市公園の名称 | | |
| 行為をする場所又は公園施設名 | | |
| 行為の内容 | 種類 | |
| | 方法 | |
| 行為の目的 | | |
| 行為の期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 原状回復の方法 | | |
| 使用料の額 | | 円 |
| 備考 | | |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 （誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。） | | 1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私（団体である場合には、その役員を含む。）が暴力団員等（※）又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者 |

注 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名（ふりがなを付す。）及び生年月日を記載した書類を添付すること。

(山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則(昭和四十六年山梨県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「使用許可申請書」を「行為許可申請書」に改める。

第四条を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日
 (団体にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名
 及び生年月日)

行為許可申請書

次の行為について、山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例第14条第1項の規定により、許可を申請します。

| | | |
|---|----|---|
| 行為の内容 | 種類 | 条例第14条第1項第 号 |
| | 目的 | |
| 行為の方法 | | |
| 行為の場所 | | |
| 面積 | | m ² |
| 行為の期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 行為の人数 | | 人 |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。) | | 1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者 |

- 注 1 位置図(建物については、建物の配置図および平面図)を添付すること。
 2 申請者が団体である場合は、その役員及び代表者の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

(山梨県立職業能力開発校管理規則の一部改正)

第三条 山梨県立職業能力開発校管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(利用許可の申請手続)」に改め、同条中「施設等利用申込書」を「施設等利用許可申請書」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十五条 校長又は所長は、必要があると認める場合は、条例第十一条の規定により、警察本部長に対し、情報の提供を求めるものとする。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第12条関係)

施設等利用許可申請書

年 月 日

山梨県立

長 殿

次のとおり、専門校又はセンターの施設又は設備を利用したいので、山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例第7条第1項の規定により、許可を申請します

| | |
|---|--|
| 申請者の住所、氏名（ふりがな）及び生年月日 〔団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（ふりがな）及び生年月日〕 | |
| 利用目的 | |
| 利用施設又は設備の名称 | |
| 利用期間 | 年 月 日(曜日) 時から 年 月 日(曜日) 時まで |
| 利用人員 | 人 |
| 連絡先 | 責任者氏名 電話番号 |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。) | 1 この申請による利用は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による利用が暴力団の利益となると認められた場合、その利用の許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者 |
| その他 | |

注 申請者が団体である場合は、その役員及び代表者の役職名、住所、氏名（ふりがなを付す。）及び生年月日を記載した書類を添付すること。

(山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「使用許可」を「行為の許可」に改め、同条第一項中「の規定による」を「に規定する」に、「使用許可申請書」を「当該行為をしようとする日の十四日前までに」、「行為許可申請書」に改め、「使用しようとする日の十四日前までに」を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日
 （団体にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名
 及び生年月日）

行為許可申請書

次の行為について、山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例第11条第1項の規定により、許可を申請します。

| | | |
|---|----|---|
| 行為の内容 | 種類 | 条例第11条第1項第 号 |
| | 目的 | |
| 行為の方法 | | |
| 行為の場所 | | |
| 面積 | | m ² |
| 行為の期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 行為の人数 | | 人 |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 （誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。） | | 1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私（団体である場合には、その役員を含む。）が暴力団員等（※）又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者 |

- 注 1 位置図を添付すること。
 2 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名（ふりがなを付す。）及び生年月日を記載した書類を添付すること。

(山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則(昭和五十四年山梨県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「使用許可」を「行為の許可」に改め、同条第一項中「の規定による」を「に規定する」に、「使用許可申請書」を「当該行為をしようとする日の十四日前までに、行為許可申請書」に改め、「使用しようとする日の十四日前までに」を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日
 (団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

行為許可申請書

次の行為について、山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例第17条第1項の規定により、許可を申請します。

| | | |
|---|----|---|
| 行為の内容 | 種類 | 条例第17条第1項第 号 |
| | 目的 | |
| 行為の方法 | | |
| 行為の場所 | | |
| 面積 | | m ² |
| 行為の期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 行為の人数 | | 人 |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。) | | 1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者 |

注1 位置図を添付すること。

2 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

(山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部改正)

第六条 山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則(平成元年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

(山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第七条 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則(平成二年山梨県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

顔写真貼付
(3cm×2.5cmで、最近6月以内に撮影したもの)

(申請者)

住所

氏名

(自署)

宿泊施設利用許可申請書

次のとおり山梨県立国際交流センターの宿泊施設を利用したいので、山梨県立国際交流センター設置及び管理条例第3条第1項の規定により、許可を申請します。

なお、利用が許可された場合には、条例その他の規定に違反しないこと及び利用許可期間が満了する日に許可を受けた宿泊施設を原状に復し、退館することを誓約します。

| | | |
|---|---|---|
| 利用者氏名 | 氏名 | 名 |
| ふりがな | | |
| 生年月日 | 年 月 日生 (歳) | |
| 国籍 | 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| 利用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 在留資格 | 種類 | 期間 |
| 申請の理由(住宅事情、国際交流意欲、経済事情等) | | |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。) | <p>1 この申請による使用は、暴力団の利益となるものではありません。</p> <p>2 この申請による使用が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。</p> <p>3 私が暴力団員等(※)であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。</p> <p>※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> | |

(山梨県立まきば公園設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第八条 山梨県立まきば公園設置及び管理条例施行規則(平成六年山梨県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「使用許可」を「行為の許可」に改め、同条第一項中「の規定による」を「に規定する」に、「使用許可申請書」を「当該行為をしようとする日の十四日前までに、行為許可申請書」に改め、「使用しようとする日の十四日前までに」を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日
 (団体にあっては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名
 及び生年月日)

行為許可申請書

次の行為について、山梨県立まきば公園設置及び管理条例第11条第1項の規定により、許可を申請します。

| | | |
|---|----|---|
| 行為の内容 | 種類 | 条例第11条第1項第 号 |
| | 目的 | |
| 行為の方法 | | |
| 行為の場所 | | |
| 面積 | | m ² |
| 行為の期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 行為の人数 | | 人 |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。) | | 1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 |

- 注 1 位置図を添付すること。
 2 申請者が団体である場合は、その役員及び代表者の役職名、氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。

(山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第九条 山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則(平成七年山梨県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日
 (団体にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名
 及び生年月日)

山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書

次のとおり山梨県立富士ふれあいセンターを利用したいので、山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第5条第1項の規定により許可を申請します。

| | | |
|---|---|------------------------|
| 利用施設 及び日時 | 大研修室 | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで |
| | 研修室 | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで |
| | 第1実習室 | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで |
| | 第2実習室 | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで |
| 利用人員 | 人 | |
| 利用目的 | | |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。) | 1 この申請による利用は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による利用が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 | |

注 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

(山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部改正)

第十条 山梨県立産業技術短期大学校管理規則(平成十年山梨県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「(利用許可の申請手続)」に改め、同条第一項中「第九条」を「第九条第一項」に、「施設等利用申込書」を「施設等利用許可申請書」に改める。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十三条 校長は、必要があると認める場合は、条例第十五条の規定により、警察本部長に対し、情報の提供を求めるものとする。
第五号様式を次のように改める。

第5号様式(第21条関係)

施設等利用許可申請書

年 月 日

山梨県立産業技術短期大学校長 殿

次のとおり短期大学の施設等を利用したいので、山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例第9条第1項の規定により、許可を申請します。

| | |
|---|--|
| 申込者の住所、氏名(ふりがな)及び生年月日 [団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(ふりがな)及び生年月日] | |
| 利用目的 | |
| 利用施設又は設備の名称 | |
| 利用期間 | 年 月 日(曜日) 時から 年 月 日(曜日) 時まで |
| 利用人員 | 人 |
| 連絡先 | 責任者氏名 電話番号 |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。) | 1 この申請による利用は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による利用が暴力団の利益となると認められた場合、その利用の許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 |
| その他 | |

注 申請者が団体である場合は、その役員及び代表者の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

(山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第十一条 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則(平成十一年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「使用許可申請書」を「行為許可申請書」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
ふりがな
氏名 印
生年月日 年 月 日
(団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
及び生年月日)

行為許可申請書

次の行為について、山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例第11条
第1項の規定により、許可を申請します。

| | | |
|---|----|---|
| 行為の内容 | 種類 | 条例第11条第1項第 号 |
| | 目的 | |
| 行為の方法 | | |
| 行為の場所 | | |
| 面積 | | m ² |
| 行為の期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 行為の人数 | | 人 |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。) | | 1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 |

- 注 1 使用場所については、位置図を添付すること。
 2 申請者が団体である場合は、その役員及び代表者の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

(山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第十二条 山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「使用許可申請書」を「行為許可申請書」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

ふりがな

氏名

印

生年月日

年

月

日

(団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

行為許可申請書

次の行為について、山梨県緑化センター設置及び管理条例第10条第1項の規定により、許可を申請します。

| | | |
|---|----|---|
| 行為の内容 | 種類 | 条例第10条第1項第 号 |
| | 目的 | |
| 行為の方法 | | |
| 行為の場所 | | |
| 面積 | | m ² |
| 行為の期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 行為の人数 | | 人 |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。) | | 1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 |

注 1 使用場所については、位置図を添付すること。

2 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

(山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第十三条 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則(平成二十三年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日
 (団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

行為許可申請書

次の行為について、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第7条第1項の規定により、許可を申請します。

| | | |
|---|----|---|
| 行為の内容 内容 | 種類 | 条例第7条第1項第 号 |
| | 目的 | |
| 行為の方法 | | |
| 行為の場所 | | 第1駐車場・第3駐車場・第4駐車場・その他() |
| 面積 | | m ² |
| 行為の期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 使用料の額 | | 円 |
| 備考 | | |
| <input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。) | | 1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても、異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団・暴力団員等(※)であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 |

- 注 1 「行為の場所」欄は、申請しようとする場所を○で囲むこと。
 2 「面積」欄は、仮設テントを設けて物品の販売等を行う場合又は催しを実施する場合に占用する面積を記入すること。
 3 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

附則

- 1 (施行期日)
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- (山梨県都市公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則第四号様式による都市公園内制限行為許可申請書は、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則第四号様式による都市公園内制限行為許可申請書とみなす。
- (山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則第二号様式による使用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。
- (山梨県立職業能力開発校管理規則の一部改正に伴う経過措置)
4 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立職業能力開発校管理規則第六号様式による施設等利用申込書は、この規則による改正後の山梨県立職業能力開発校管理規則第六号様式による施設等利用許可申請書とみなす。
- (山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
5 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則第二号様式による使用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。
- (山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
6 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則第二号様式による使用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。
- (山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
7 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則第一号様式による宿泊施設利用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則第一号様式による宿泊施設利用許可申請書とみなす。
- (山梨県立まきば公園設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
8 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立まきば公

園設置及び管理条例施行規則第二号様式による使用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立まきば公園設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。

(山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

9 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則第一号様式による山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則第一号様式による山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書とみなす。

(山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部改正に伴う経過措置)

10 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立産業技術短期大学校管理規則第五号様式による施設等利用申込書は、この規則による改正後の山梨県立産業技術短期大学校管理規則第五号様式による施設等利用許可申請書とみなす。

(山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
11 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則第二号様式による使用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。

(山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
12 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則第二号様式による使用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。

(山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
13 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。

山梨県規則第三十号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事政策局長」の下に、「組織規則第十二条の三第一項に規定するリニア交通局長」を加え、同条第五号中「者」の下に、「県立図書館にあつては副館長のうち館長が指定する者」を加える。

第三条第一項の表かい長の項第二号中「第百五十六条及び」を削り、同条第四項中「富士・東部地域県民センター所長」を削る。

第三条の二第一項の表県民センター管内のかに置かれる物品出納員の項第一号中「力」を「オ」に改め、同号オ中「（南都留合同庁舎に配置されるものに限る。）」及び「（南都留合同庁舎内に設置されたものに限る。）」を削り、同号力を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「にあつては、峡北支所に限る。」を「（峡北支所を除く。）及び富士・東部保健福祉事務所を除く。」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 富士・東部保健福祉事務所に置かれる物品出納員にあつては、富士・東部保健福祉事務所及び富士・東部建設事務所（吉田支所に限る。）に係る物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務

第二十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、県民センター管内のかにあつては、予定価格が一件十万円未満のものであつて、会計管理者が認めるもの限り、財務審査監等への合議を省略することができる。

第三十条第三項の表第二号中「甲陽学園副園長」の下に、「こころの発達総合支援センター次長」を加える。

第三十一条第一項の表第二号中「県立図書館副館長」を「県立図書館次長」に改める。

第七十一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

第七十四条第一項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第七十六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第九十九条の二第三号中「（公団を含む。）」を削る。

第百五十六条を次のように改める。

第百五十六条 削除

第百六十三条中「主要備品」の下に「（車両）総排気量〇・三六〇リットル以上のもの

をいう。）又は取得価格一件百万円以上の備品をいう。）」を加える。

第二百三十九条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第二百四十条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

別表第一中「甲陽学園」の下に、「こころの発達総合支援センター」を加える。

別表第一の二から別表第一の四までを次のように改める。

| | |
|-----------|-----------|
| かい長 | 出先機関 |
| 県立考古博物館館長 | 埋蔵文化財センター |

別表第一の三（第三条の二関係）
財務審査監等の職にある出納員に委任する出先機関

| | |
|-----------------|-----------|
| 出納員 | 出先機関 |
| 県立考古博物館を所管する出納員 | 埋蔵文化財センター |

別表第一の四（第三条の二関係）
県民センター管内のかに置かれる物品出納員に委任する出先機関

| | |
|-------------------|-----------|
| 物品出納員 | 出先機関 |
| 県立考古博物館を所管する物品出納員 | 埋蔵文化財センター |

別表第二一般の支出の部報償費の款中「百万円以上」を「七千万円以上」に改め、同部需用費の款中「二千万円以上」を「七千万円以上」に、「二百万円以上」を「七千万円以上」に改め、

「百万円以上（公有財産の補修及び車両の修繕に限る。）」を「百万円以上」に改め、

「十万円以上」を「十万円以上」に改め、

(食糧費に限る。)

を

に、「百万円以上」

物品」を、「七千万円以上(物品)」に改め、同部役務費の款中「二千万円以上」を、「七千万円以上」に、「二百万円以上」を、「七千万円以上」に改め、同部委託料の款工事のための測量、試験及び設計以外の委託の項中「百万円以上」を、「五百万円以上」に改め、

同部使用料及び賃借料の款中

(財産に係るものに限る。)

を

に改め、同部原材料費の款中「二千万円以上」を、「

七千万円以上」に、「二百万円以上」を、「七千万円以上」に改め、同款出納局管理課長の欄中「百万円以上」を、「七千万円以上」に改め、同部備品購入費の款中「二千万円以上」を、「七千万円以上」に、「二百万円以上」を、「七千万円以上」に、「百万円以上」(車両を)に改め、同表支出の特例の部資金前渡の款中「第七十一条第一項第十七号」を、「第七十一条第一項第十五号」に改める。

第九十六号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。